

彦根市基幹業務帳票アウトソーシング 業務委託評価基準

令和7年4月

彦根市 情報政策課

彦根市基幹業務帳票アウトソーシング業務委託評価基準

1.1 審査方法

審査は、「企画提案書」とプレゼンテーション内容による技術点および価格点の合計による総合評価点方式による選定を実施する。

(1)「企画提案書」の評価・審査方法

提案事業者より提出された「企画提案書」については選定委員が「1. 2 評価方法および評価基準について」に従い実施する。

(2) 提案プレゼンテーションの実施

1) 提案事業者は、提案内容についてプレゼンテーションを行う。

① 日 時：令和7年5月15日（木）予定（詳細は後日案内する）

② 場 所：彦根市役所 2-1 会議室

③ プレゼンテーション時間：1 時間以内

（企画提案書等の説明35分 質疑応答時間15分 準備・撤収10分を予定）

④ 機 材：プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。

ただし、スクリーンおよびイス、机は本市が準備する。

⑤本市出席者：彦根市基幹業務帳票アウトソーシング業務委託受託者選定委員

⑥提案事業者：出席者は5人までとする。

説明は、本業務受託決定後のプロジェクト責任者が行うこと。

質疑応答の対応については、基本プロジェクト責任者が中心に、内容によっては、別の者が回答することも可能とする。

(3) 審査方法

① 審査は、選定委員が「1. 2 評価方法および評価基準について」に従い実施する。

② プレゼンテーションの審査は、企画提案書およびプレゼンテーション内容により評価を行う。プレゼンテーションは、企画提案書で実施すること。

(4) 結果通知

審査結果については、全ての提案事業者に「企画審査結果通知書」を送付する。

(5) その他

審査の結果およびその内容に関しての問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1.2 評価方法および評価基準について

(1) 評価方法

審査は技術評価と価格評価によりその合計点が一番多い事業者を最優先事業者とする。

各審査における評価項目は以下のとおりとする。

① 評価項目

評価区分	評価項目		主な評価内容	評価者
技術評価	技術点	・企画提案書	・企業としての信頼性 ～導入実績、事業継続 ～運用体制、リスク対応等 ・プロジェクト管理方法 等々	・選定委員
	提案点	・プレゼンテーション	・プロジェクト運営に関する考え方	・選定委員
価格評価	価格点	・ライフサイクルコスト [書面]	・初期費用 ・契約期間内における運用費	・計算式

(2) 配点

技術評価と価格評価の内訳は以下に記載する。

① 評価点の合計点数は1000点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

No	評価項目	評価点（満点）
1	技術点（企画提案書） 提案点（プレゼンテーション評価）	600点
2	価格点（初期費用、契約期間内における運用費）	400点

(3) 評価基準と算出方法

① 提案点の評価基準

「企画提案記載項目一覧表（添付1）」の各項目を5段階で評価を行い、その結果を集計し、各選定委員の平均点を提案点とする。

評価区分は以下の通りとする。

区分	評価点	評価内容
A	100%	十分要件を満足しており、さらに有益な提案がある。
B	75%	十分要件を満足している。
C	50%	必要最低限の要件を満足している。
D	25%	やや要件を満たしていない。
E	0%	要件を満たしていない。

※評価点はあらかじめ設定する配点に対する率で計算する。

② 価格点の計算式

価格点は以下の計算式で算出する。

【価格点の計算式】 価格点 = 400点×(提案最低金額/提示価格) 小数点以下第二位を四捨五入
--

1.3 最優先事業者の決定方法

- ① 合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行う。
ただし、「D」評価（やや要件を満たしていない）や「E」評価（要件を満たしていない）が多く、業務に支障をきたすと判断した場合は、最優先事業者としない場合がある。
- ② 最優先事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。
なお、合計点数が同数の場合には、技術点の高い事業者を最優先事業者とする。

契約方法

- ① 選定委員の厳選なる審査により選定された最優秀提案事業者は、第1位の最優先交渉権者であり、本市と契約を締結する予定である。
なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点事業者との協議を行うものとする。
- ② 契約手続きおよび契約書は、本市財務規則の定めるところによるものとする。

企画提案の停止、中止および取り消し

緊急等やむを得ない理由により、本調達を実施することが出来ない場合は、本プロポーザルを停止、中止もしくは、取り消すことがある。この場合において当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。